

報道資料 5

平成 28 年 1 月 8 日

報道機関各位

市民窓口課長



個人番号カードの交付を開始します

マイナンバー制度の導入に伴い新たに発行される個人番号カードを 1 月中旬から交付します。

1 交付方法

カードの交付前処理を行った後に三条市から申請者に交付通知書を郵送します。交付通知書が届いたら、交付通知書と同封の個人番号カード独自利用申請書、本人確認書類、通知カード、住基カードをお持ちの方は住基カードをご持参の上、市民総合窓口または各サービスセンターにお越しください。

2 個人番号カードの独自サービス

- ① 証明書コンビニ交付サービス（住民票の写し、印鑑登録証明書、所得(課税)証明書、戸籍証明書）
- ② 窓口支援サービス（申請書自動作成、手数料減免）
- ③ 図書資料の貸出しサービス
- ④ 選挙の投票所入場受付管理
- ⑤ 避難所の入退所管理

3 スケジュール

個人番号カードは、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が作成し、三条市へ発送します。

第 1 回目 1 月 4 日（月） 6 4 枚

第 2 回目 1 月 8 日（金） 5 6 7 枚 以降随時

担当：市民窓口課 市民総合窓口 皆川
電話：0256-34-5511（内292）